

1. 開会日時・場所

日時 令和6年6月25日(火) 午後2時00分
 場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	—
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
13番	—	14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	井長 哲
19番	兼光 一美				

欠席委員

9番 生駒 健人 13番 田坂 友彦

3. 議事録署名人

5番 竹廣 愛 16番 河村 博

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主査 茂見 鉄平 農林水産課 主任 児玉 由希

5. 審議事項

第31号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第32号議案	農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第33号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第34号議案	農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
第35号議案	非農地証明申請について
第36号議案	農用地利用集積計画について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、17名で定足数に達しておりますので、第6回総会は成立しております。なお、9番 生駒委員、13番 田坂委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。
 会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、5番 竹廣委員、16番 河村委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。
 議事日程は、日程第1を第31号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第36号議案を先に審議します。
 議案書をご覧ください。

議長 日程第6 第36号議案を上程します。
 「農用地利用集積計画」の決定について、三原市長からの依頼です。
 第36号議案に係る、資料36の第1番から第114番について審議します。
 担当者の説明を求めます。

第 49 件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町萩原〇〇 ほか 4 筆 地目：畑 合計 1,085 m²を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 50 件は、〇〇から広島市の〇〇が、大和町篠〇〇 地目：田 333 m²を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 51 件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町大草〇〇 ほか 1 筆 地目：田 1 筆 畑 1 筆 合計 2,558 m²を、居住地から近く農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

以上、申請案件は全て農地法第 3 条の許可要件を満たしています。
農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「なし」の声あり・・・

議 長

補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第 3 条の規定による許可申請、第 38 件から第 51 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第 2 第 32 号議案を上程します。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第 5 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 6 ページをお開きください。第 32 号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第 5 件は、本郷町本郷〇〇(東本通土地地区画整理事業区域内・仮換地〇〇街区〇〇-〇〇)について、当初、株式会社〇〇が、建売住宅建設のため平成 30 年 4 月 26 日付で農地法第 5 条転用許可を受けましたが、この度、〇〇が当該地を購入し、住宅を建築することとなったところ、区画整理事業施行中により地目変更が行えないため、事業計画を変更するものです。

事業計画変更後の農地転用については、この後、第 33 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請第 84 件においてご審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第 5 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第 3 第 33 号議案を上程します。

農地法第 5 条の規定による許可申請について、第 66 件から第 89 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 7 ページをご覧ください。第 33 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請につい

て説明します。

第 66 件は、〇〇から、〇〇株式会社が、深町〇〇 地目:田 1,338 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル 172 枚、5 棟、発電量 49.5kW 規模です。

第 67 件から第 77 件は、譲受人が〇〇株式会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するものであるため、合わせて説明します。

第 67 件は、譲渡人 〇〇、沼田 1 丁目〇〇 地目:田 1,454 m²について、太陽光パネル 5 棟を、

第 68 件は、譲渡人 〇〇、沼田 1 丁目〇〇 地目:田 1,155 m²について、太陽光パネル 2 棟をそれぞれ設置するものです。

第 69 件から第 71 件は同一事業で、

第 69 件は、譲渡人 〇〇、沼田 1 丁目〇〇 地目:田 427 m²について、

第 70 件は、譲渡人 〇〇、沼田 1 丁目〇〇 地目:田 407 m²について、

第 71 件は、譲渡人 〇〇、沼田 1 丁目〇〇 地目:田 791 m²について、合計 1,625 m²に太陽光パネル 4 棟を設置するものです。

第 72 件は、譲渡人 〇〇、沼田 1 丁目〇〇 地目:田 773 m²について、太陽光パネル 2 棟を、

第 73 件も、譲渡人 〇〇、沼田 1 丁目〇〇 外 2 筆 地目:田 合計 1,089 m²について、太陽光パネル 8 棟を、

第 74 件は、譲渡人 〇〇、沼田 1 丁目〇〇 外 1 筆 地目:田 合計 1,182 m²について、太陽光パネル 10 棟を、

第 75 件は、譲渡人 〇〇、沼田 1 丁目〇〇 地目:田 869 m²について、太陽光パネル 3 棟を、

第 76 件は、譲渡人 〇〇、沼田 1 丁目〇〇 外 1 筆 地目:田 合計 1,998 m²について、太陽光パネル 5 棟を、

第 77 件は、譲渡人 〇〇、沼田 1 丁目〇〇 外 1 筆 地目:田 合計 2,165 m²について、太陽光パネル 5 棟を、それぞれ設置するものです。

なお、すべてパネル枚数は 160 枚、発電量は 49.5kW 規模です。

第 78 件と第 79 件は、譲受人が株式会社〇〇で、所有権の移転を受け、駐車場に転用する同一案件であるため、合わせて説明します。

第 78 件は、譲渡人 〇〇、沼田 2 丁目〇〇 地目:畑 228 m²、

第 79 件は、譲渡人 〇〇、沼田 2 丁目〇〇 地目:畑 26 m²、

合計 2 筆、254 m²を駐車場 5 区画に転用するものです。

第 80 件は、〇〇から、〇〇株式会社が、沼田 3 丁目〇〇 外 2 筆 地目:田 合計 1,793 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル 300 枚、7 棟、発電量 49.5kW 規模です。

第 81 件は、〇〇から、〇〇が、小泉町〇〇 外 1 筆 地目:田 合計 385 m²について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は、駐車場 6 区画及び進入路です。

第 82 件は、〇〇から、〇〇株式会社が、沼田西町惣定〇〇 地目:田 872 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル 180 枚、6 棟、発電量 49.5kW 規模です。

第 83 件は、〇〇から、〇〇株式会社が、本郷町本郷〇〇 外 1 筆 地目:田 合計 1,432 m² (東本通土地区画整理事業:仮換地〇〇街区〇〇 1,160.17 m²) について、所有権の移転を受け、分譲宅地に転用するもので、内容は、宅地造成 7 区画です。

第 84 件は、先ほど第 32 号議案において事業計画の変更をご審議いただいた件です。株式会社〇〇から、〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目:田 278 m² (東本通土地区画整理事業:仮換地〇〇街区〇〇-〇〇 165.09 m²) について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、住宅 1 棟、駐車場 2 区画です。

第 85 件は、〇〇から、〇〇合同会社が、本郷町船木〇〇 地目:田 827 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル 154 枚、4 棟、発電量 49.5kW 規模です。

第 86 件は、〇〇から、〇〇・〇〇が、本郷町南方〇〇 地目:畑 269.14 m²について、使用貸借権を設定し、宅地に転用するもので、内容は、住宅 1 棟、駐車場 2 区画です。

第 87 件は、〇〇から、有限会社〇〇が、本郷町南方〇〇 外 1 筆 地目:畑 合計 2,524 m²について、所有権の移転を受け、事務所及び駐車場などに転用するもので、内容は事務所 1 棟、駐車場 19 区画ほかです。

第 88 件は、〇〇から、株式会社〇〇が大和町上徳良〇〇 地目:田 648 m²について、賃借

権を設定し、養魚池1面を整備するものです。

第89件は、〇〇から、〇〇が、大和町和木〇〇 地目:田 253㎡について、使用貸借権を設定し、併用地の宅地2筆144.80㎡とともに宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場2区画です。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、第88件が第1種農地、第83件と第84件が第3種農地で、その他の案件は全て第2種農地です。

許可基準は、第88件が、第1種農地の不許可の例外規定:農地法施行規則第35条第5号「既存施設の拡張であって、拡張に係る部分の面積が、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもの」に該当します。

第83件と第84件は、農地法第5条第2項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

その他の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、農振区分が農振農用となっている案件は、いずれも前回第5回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており、令和6年7月中に除外見込みです。

農地法、5条許可申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「なし」の声あり・・・

議長

補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番

第67件から第77件の合計11件が沼田1丁目の太陽光発電事業用地への転用案件ですが、この区画は既に既存の太陽光発電事業用地が何箇所も沼田1丁目にあるわけですが、このたび新たに11件の転用許可申請が提出されて団地化するのですが、発電量の上限の規制量などがあるのでしょうか。もう発電量が、このたび新たな11件だけでも300kwを越えるので、規制量などがあれば教えてほしい。

事務局

発電量の上限規定については把握していません。この度の太陽光発電事業については、FIT法によることのない、小売電力事業者が買い取る太陽光発電事業であることを確認しています。他の地域で中国電力の送電線容量の関係で、発電された電力が送電できないという事例を聞いていますが、沼田1丁目がそれに該当するのかは把握していません。

8番

質問をもう1つ、先月の定例総会で太陽光発電設備設置に係るガイドライン作成について話がありましたが、これだけ太陽光発電事業用地へ転用されているところが増えているわけですが。この度の沼田1丁目の11件の太陽光発電事業用地への転用事業者は、町内会を通じて、転用する農地周辺の地権者を集めて一括して説明したと言っています。どの事業者も同様に説明されてると思うのですが、ただ図面上に防草シートを張る範囲とか、畦際からフェンスを設置する位置とか、これが段々安易化されて記載されていないのが増えている気がします。そこはもう少し申請を受ける段階で指導したら良いと思います。いつも草が気になります。山間部の事業地などは草が伸び放題の所もあるので、ガイドラインなどで決めて頂きたいと思いません。

議長

補足です、久井地区も太陽光発電設備が多数設置されているのですが、年々草が伸びています。転用事業者へ草刈りをお願いしても、やっていますと言われる。また土地の持ち主へ草刈りをお願いしても、これは転用事業者がやっているのだから、知りませんとすり抜けられる。そのため、ガイドラインへ、きっちりと防草シートを張るなら張る、排水をこっちへ持って行くとか、フェンスを設置している法面の草刈りをどのようにするのかなどを書いた方が良いと事務局へお願いしているので、その方向で進めていきたいと考えています。

議長

その他に質疑はありませんか。

3 番 営農型の太陽光発電設備についてですが、最近新しい事業者が参入してきています。沼田東町の農業振興地域へ営農型太陽光発電設備が参入すると、非常にまずいことになると思います。今後事業者が次々に参入すると思いますので、その基準を・・・、ひとつ認めれば、多分営農型が・・・、出来るだけ農業がしたいのであれば、沼田東町の農業振興地域へ営農型太陽光発電設備は設置してほしくないと思います。これから沼田東町の農業振興地域へ営農型太陽光発電設備が設置されると大変な事になると思います。

事務局 農地法施行規則の一部改正などに伴い、先月の定例総会で議案上程し、委員の皆様にご意見をいただきましたが、三原市農地法関係事務処理要綱も一部改正し、関係する様式等を改めました。具体的には、営農型太陽光発電事業に係る提出資料の規定の法令への明記などです。そのため、農地転用許可申請と併せて、提出資料が規定に沿って提出された場合は、申請地が農業振興地域農用地区域内農地であっても、申請を受付せねばならないことをご理解願います。

3 番 太陽光発電事業は実施すれば良いと思います。たぶん営農型太陽光発電設備事業者が下部の農地で農業をする専属の人を連れてくるのだと思います。しかし、営農型太陽光発電事業者が事業を辞めた場合、営農型太陽光発電設備が放置されるわけです。そのような事態になれば農業が非常にやりにくくなると思います。ある程度地域で規制が出来るのであれば規制した方が良く考えます。

議 長 その件につきましては、後日事務局と協議して、出来ること、出来ないことをご知らせしたいと思います。

議 長 その他に質疑はありませんか。
・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可申請、第66件から第89件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決された議案のうち、第1種農地である、第88件については、農地法第5条第3項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。
・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議 長 次に、日程第4 第34号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、第1件から第2件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをお開きください。第34号議案 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明します。
第1件と第2件は共に、株式会社〇〇から申請のあった、太陽光発電施設への転用許可に係る履行延期申請です。
第1件は沼田西町松江〇〇 ほか2筆 地目：田 合計1,298㎡について、当初、令和5年7月14日付けで転用許可を受けましたが、使用するパネルや架台の入荷時期が未定で当初完了予定日に工事が完了しないことが明らかなため、履行延期承認申請を提出されたものです。
申請期間は、令和7年7月13日までです。
第2件は本郷町南方〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計794㎡について、当初、令和5年8月25日付けで転用許可を受けましたが、申請地北側の法面安全対策工事の実施が必要となり、工期が延長したため、履行延期承認申請を提出されたものです。
申請期間は、令和7年8月24日までです。

農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

19番

第2件について、法面の安全対策工事となっているが、どのような法面か知らないけれども、大きい法面の工事であれば、本当にするのだろうか、今度はよそへ売ってしまうのではないか、そのような気がするのだが、法面工事はできるのでしょうか。

事務局

法面の工事の具体的な内容は不明ですが、現地には既に太陽パネルが設置されていると事業者から報告を受けています。第1件はまだ設置されていないのですが、第2件は太陽パネルが設置したのだが、法面の安全対策の必要性が打ち合わせの中で出てきたので、その工事を行ってから引き渡すと聞いています。

19番

法面安全対策工事の必要性は申請地の近所から出たのですか。

事務局

そうです、第2件の申請地では無い所、農地以外の部分と聞いています。

議長

別個に法面安全対策工事の必要性が出たのですか、申請地の敷地外の所で工事を行うのですか。

事務局

申請地の敷地では無い所、少し奥まった所だと思います。

議長

その法面安全対策工事は、三原市か広島県が行うのですか。

事務局

工事はこの申請の事業者が自主的に安全対策で行うと聞いています。

議長

その他に質疑はありませんか。

・・・挙手なし・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、第1件から第2件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、日程第5 第35号議案を上程します。
非農地証明申請について、第15件から第18件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書12ページをご覧ください。第35号議案 非農地証明申請について説明します。
第15件は、〇〇から、八幡町野串〇〇 ほか3筆 地目：田2筆 畑2筆 合計1,199㎡
について、平成4年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第16件は、〇〇から、幸崎町能地〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計1,341㎡について、平成元年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第17件は、〇〇から、本郷町南方〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計66㎡について、平成5年頃から耕作放棄し、現況地目：山林および原野として申請されています。
第18件は、〇〇から、大和町大草〇〇 地目：畑 177㎡について、平成10年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。
申請地の農地区分は、全て第2種農地です。
非農地証明申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「なし」の声あり・・・

議長 補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第15件から第18件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 12件
○農地法第4条の規定による農地転用届出受理 1件
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 3件
○農地転用(農業用施設)届出受理 1件
○取消願 2件
○登記官等からの農地転用事実等に関する照会 2件

議長 2 その他
○今後の日程
令和6年第7回定例総会 7月25日(木)14時

その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後2時59分

令和6年8月23日

議長(会長)

議事録署名者

同 上